

滞納整理学会に期待するもの

弁護士 瀧康暢

私は、雑誌2007年12月「地方税」に、寄稿して過払金を差し押さえて滞納税に充当することを提案しました。

弁護士業務を行う中で、繰越滞納者の多くが、収入がありながらも納税の資力を失う主な理由が、収入の5割から7割をグレーゾーン金利で営業している消費者金融、クレジットカード会社の返済に充て、税金の支払いに回す余裕がないことに起因していることに気づきました。

消費者金融5社以上から借入をして、毎月15万円近い返済をしている多重債務の状態を解消すれば、少なくとも次年度からの納税の能力は回復する、しかも過払金を回収して滞納税に充てることができた、そんな事案をいくつも経験しました。

過払金の差押えは、納付率の向上につながり、自治体にメリットがあるだけでなく、滞納者にとっても支払う必要のない借金の存在を知ることができます。また、細かな動産類をインターネット競売で売却してまで滞納処分が行われている状況で、目につく滞納者の資産はすべて掘り起こし切っているといえます。過払金は、これまで意識されなかった資産であり、手つかずの埋蔵金といえるかもしれません。

未だ、過払金債権の滞納処分は、貸金業者の抵抗が強く軌道に乗ったといえる状況ではありません。しかし、40を越える自治体が質問・検査権に基づき取引履歴の照会を行い、神奈川県南県税事務所、芦屋市、茨城租税差遣管理機構、三重地方税管理回収機構などが、差押えとその後の取立訴訟に至っています。あと1年ほどで、全国の自治体で過払金の回収により滞納を解消するスキームが定着すると予想されます。

これまで、租税法の解釈は、付加の場面での議論が多く、徴収場面での解釈学は、充分に育っておらず、ひとり行政解釈が存在するという状況であったように思います。

過払金の差押えにおいても、差押債権の特定方法、質問検査の可否、取引履歴の開示義務の根拠、差押えに対する異議申立の回答など、検討課題が出てきました。

滞納整理学会で、こうした問題が日常的に交流でき、情報交換できるようになればと期待しております。